#### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第18条の規定に基づく「基本的対処方針」に沿って、県では感染拡大防止の取り組みをお願いしているところです。

本日、本県で新型コロナウイルス感染症「オミクロン株」の陽性者が確認されたほか、 隣接県でも陽性者が急増していること等から、感染不安の解消と感染拡大防止のため、 法第24条第9項に基づき、感染不安を感じる無症状の方について、ワクチン接種の有 無を問わず、本日から検査を受けていただくよう要請することにしました。

皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御 協力を賜りますようお願いします。

令和4年1月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 令和4年1月5日

# 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

【期間】令和4年1月5日(水)から

【区域】愛媛県全域

【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)

要請内容(新規)

### 【県民の皆さんへの要請】

○検査の受検 (新規・1/5~1/31)
感染に不安を感じる無症状の方について、検査を受けていただくようお願いします。法要請(特措法第24条第9項)

# 要請内容 (継続)

#### 【事業者の皆さんへの要請】

○業種別ガイドラインの遵守(継続・11/25~)

法要請 (特措法第24条第9項)

# 要請内容 (継続)

## 【事業者の皆さんへの要請】

<b>注</b> 車	(特措法第2	/夕笠 ∩	T石)
瓜女胡	(特哲法弗と	4余男 9	リリリ

○業種別ガイドラインの遵守 (継続・11/25~)

○イベント等の開催制限 (継続・11/25~)

<u>○1ハノト寺の用作前収</u>		
	次の人数上限及び収容率を満たすこと	<u>ただし、</u> <u>感染防止安全計画を策定する場合</u> <u>(5,000人超かつ収容率50%超)</u>
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
	大声なし 100%以内	大声なし 100%以内
収容率	大声あり 50%以内 大声あり:大声(観客等が、①通常よりも大きな声量で、② 反復・継続的に声を発すること)を積極的に推奨 する又は必要な対策を十分に施さないイベント	※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、 公表(原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な かたちでの公表)するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生(クラスター発生、感染防止策の 不徹底等)した場合は、「イベント結果報告 書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果 報告書」を県に提出する(ただし、問題が発生 (クラスター発生、感染防止策の不徹底等)し た場合は、直ちに提出する)
✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。。		